

AOU ニュース

愛されるゲーム場・親しまれる業界

エー・オー・ユー

AOUニュース 2月号

発行人 社団法人全日本アミューズメント
施設営業者協会連合会

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-4-1

TSI須田町ビル6F

TEL 03(3253)5671~2

FAX 03(3253)5688

編集人 AOU広報委員会

発行日 平成10年1月31日

営業時間の

規制緩和など

警察庁 風営法改正へ提言 研究会

警察庁が有識者を集めて組織している「時代の変化に対応した風俗行政の在り方に関する研究会」は、昨年12月12日、派遣型の性サービス業やインターネットによるポルノ映像提供業といった店舗を構えない形態の「無店舗営業の規制」をはじめ「性風俗業」に対する規制の必要性などを盛り込んだ提言をまとめた。

ゲームセンター関係では、既に警察庁に要望していた

1. 阪神大震災をめぐるゲームセンターの動きとその措置について(被災地のゲームセンターが滅失した後の営業許可の存続等 平成7年2月1日 生活環境課長宛)は、営業者の利益と清浄な風俗環境の保持という公益の均衡をはかりつつ、何らかの救済措置を置くことを検討する必要がある。

2. ゲームセンターの営業時間の延長等について(条例に定める「特別な事情ある日」の合理的な指定等、平成9年8月28日生活環境課長宛)は、現在一律に行われている午前零時から日の出までの営業時間の制限を、法令で、営業の終了時間を定めかつ地域や営業の種類についての基準を定めることも考慮する必要がある、とまとめた。

警察庁は、提言を受けて、次期通常国会に風俗営業適正化法の改正案を提出する方向で検討を進める模様、法の改正は、昭和59年以来。

ゲームセンターに係わる提言事項は、次の通りである。

◎業界の自主規制と健全化努力に対応した規制の見直しについて

一般に、国民の生命、身体及び財産の保護、あるいは社会公共の安全と秩序の維持を目的とする業規制については、経済的規制とは異なる観点からその存続や強化・緩和の是非が議論されるべきである。

しかしながら、そのような観点からの営業への規制であっても、業界の自主的な健全化努力や営業の成熟化に伴って、不必要あるいは過重ないしは自律に委ねることが可能と判断されるものについては、緩和、あるいは撤廃していくのは当然であり、そのための見直しも適宜行っていかなければならない。

(1) 現行規制の問題点

ア・風俗営業者の不満と負担感の増大

近年、国民の間で、「風俗」という言葉を「性風俗」と同義的に用いる傾向が見られ、これに伴い、風俗営業が性産業と同一視されるケースが少なくない。これは、自らを国民にとつて、有用で有益な営業と自認してきた多くの風俗営業者の誇りと意欲を損なうものと言える。

他方で、多様な営業形態の出現や、一層の夜型社会化の進展により、無許可営業や時間外営業等の脱法行為が増加しているが、必ずしも十分な取締りがなされていないこともあり、適法に営業している風俗営業者の不公平感と呼んでいる。

また、風俗営業者には、広範な営業制限地域規制、営業時間規制等の各種規制が課されているが、これらは、より自由で有利な営業、未開拓の領域での営業を求めつつある営業者にとって重い負担となりつつある。

このような風俗営業者にとつての負担感や不公平感の増大は、特に、風適法の規制の下、長年適法な営業を心掛けてきた営業者の間に強い不満を生んでおり、同時に「風俗営業」としての規制を受けることに、心理的な抵抗を感じさせる結果ともなっている。

イ、許可対象営業の変質と業界の要望

風適法では、これまで、風俗環境や営業の実態等の変化に応じて許可対象の見直しを行い、その中で健全化が図られたと認められる営業については、許可対象から除く等の措置を講じてきたところである。

このような観点から、最近の風俗営業の状況を見ると、現状においてまず問題となるのはダンスに関する営業であると考えられる。

我が国において客にダンスをさせる営業が風俗営業として規制を受けることとなったのは、ダンスホールがキャバレーに近い形態で営業されてきた歴史的経緯によるものであるが、映画「Shall We Dance?」以来のダンスブームとも相まって、近年では健全なスポーツ、娯楽としての認識が浸透してきている。

実際に客にダンスをさせる営業の法令違反等の推移及び件数を見ても、年々減少しており、

極めて低い水準にあることが分かる。

こうしたことから、主に社交ダンス関係の営業者の団体から、ダンスを教授する営業を風適法の許可対象から除外すべきであるとの要望が提出されている。

このほか、和風の料理店の営業者や飲食店を併設する旅館等の営業者の団体からも、自らは健全な営業を営んでいるにもかかわらず、性風俗産業と同一視され、同様な規制を受けるのは不合理である等の理由から、同様に許可対象から除外するべきであるとの要望が提出されている。

また、バー、キャバレー、ナイトクラブ等の営業者の団体からは、性風俗産業と同一視されることを防ぐため、「風俗営業」の名称の変更を求める要望が提出されているほか、各種の風俗営業者の団体から、立地の地域に係る規制や営業時間の規制の緩和等規制の合理化に関する要望が提出されている。

(2) 検討すべき事項

ア. 許可対象営業の見直し

いわゆるダンススクールに関しては、前述のように、営業に係る各種法令違反や風適法に基づく行政処分の件数が少なく、健全化が図られていると認められること。

ダンスを教授するという「技能指導」的側面があり、風俗営業の要素としての娯楽的雰囲気極めて少なくなっていること。

等から、許可対象から除外しても差し支えないものと考えられる。

この場合において、除外した後の健全な営業を担保するためには、一定の資格をもった教師が置かれており、その者の指導に従いダンスが行われていること等を除外の要件とすべきであろう。

また、このような措置を採るためには、業界の自主規制が機能することが前提であるが、現在のダンス業界は必ずしも組織化されておらず、早急な業界の意思統一が望まれるところである。

なお、スクール形式のものを除くいわゆるダンスホールについては、営業所数が少なく、また、これらに係る法令違反等も少ないが、その営業形態から娯楽的雰囲気が除去されたとはいえない。また、キャバレー、ナイトクラブ営業の脱法営業として行われる可能性が排除し得ないことから、許可対象から除外することは時期尚早と考えられる。

このほか、料亭、旅館等の業者からの風適法の許可対象からの除外に関する要望については、営業の本質、違反、処分等の実態(一部の業者とはいえ、依然として売春等の風俗事犯が後を絶たない)等にかんがみれば、これを許可対象から除くことは現時点では困難と考えられるが、健全な営業に努めている営業者に対しては、規制をより緩和する方向で検討されるべきであろう。

イ. 優良な営業者へのメリットの付与

「(1)ア」で述べたように、長年、遵法意識をもって営業してきた風俗営業業者が、性風俗産業と同一視され、同様な規制の下に置かれたくないとの声には傾聴に値するものがあるが、他方で、風適法の規制の枠組みは、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持及び少年の健全育成という社会全体の要望にとつて依然として必要不可欠なものと言える。

そこで、風適法の規制の趣旨、目的を維持しつつ、なおかつ、性風俗産業と同一視されやすい営業に係るいわゆる優良な営業者の切実な訴えに答えるためには、違法行為への取締りの徹底のみならず、優良な営業者を何らかの形で賞揚、優遇し、悪質な営業者との差別化を図るようなシステムの創設が必要と思われる。

これにより、優良な営業者に健全な営業を継続させる動機付けを与えることができるとともに、営業者全体を健全化に誘導するという効果が期待できると考えられる。

なお、本制度の導入に当たっては、制度導入の趣旨にかんがみ、導入する営業の範囲及び優良な営業者としての要件について更に検討を要すると考えられるほか、そのメリットが十分でない場合、この制度の実効性が上がらないおそれがあることから、優良な営業者であれば緩和できる規制といかなる営業者であっても緩和できない規制の見極めをしつつ、可能な限り幅広く、緩和すべき事項を検討すべきであろう。

ウ. その他の規制緩和

(ア) 営業制限地域での既得営業権の保護

現行法上、風俗営業の営業所を設置しようとする場所が、良好な風俗環境を保全する必要があるものとして都道府県の条例で定める地域(営業制限地域)内にある場合は、新規の許可を受けられないこととなっている。

この場合、風俗営業所が設置された場所が、事後的に営業制限地域になるとき(例えば学校、病院等の保護対象施設が新たに風俗営業所の周辺に設置されたとき)は、営業者は継続的に営業を営むことができるものの、何らかの理由によつて営業所の建物が増失し、これを建て替えようとするときは、新規の許可を要することとなるために、以後の営業の道を絶たれることになる。

しかしながら、地震、火災等で営業所が滅失したときなど、本人にその責を帰することのできないような場合もあり得るのであり、そのようなケースについてまで以後の営業が認められないこととなるのは、風俗営業が健全に営まれば国民に憩いと娯楽を提供する有用な営業であることにかんがみれば、営業者にとつて極めて酷な結果と言える。

したがって、少なくとも営業制限地域の趣旨、目的が損なわれない程度で、営業者の営業の利益と清浄な風俗環境の保持という公益との間で均衡を図りつつ、このようなケースについて何らかの救済措置を置くことを検討する必要があると考えられる。

ただし、長期的には、営業制限地域からの風俗営業所のスムーズな移転が図られるよう、誘導するような制度的仕組みが別途準備されることが望ましい。

(イ)営業時間制限の緩和

現行法上、風俗営業は、各都道府県の条例で定める習俗的行事等がある日を除いて、原則として、午前0時から日の出までの営業が制限されている。

しかしながら、国民生活の変化に伴い、生活時間帯の夜間へのシフトが一層進行し、深夜においても風俗営業以外の飲食店営業を利用するケースが増加していること等にかんがみれば、少なくとも繁華街等においては、風俗営業のみに一律に午前0時以降の営業を禁止することによる効果、実益が少なくなっているのではないかと考えられる。

しかも、一部の飲食店営業者に、営業時間の規制を逃れるために、許可を受けずに接待を伴うような営業を午前0時以降も続けていた例も見られ、そのような違法な営業が利を得ることとなり、結果的にそれを助長することのないよう、風俗営業について、地域の実情に応じて、営業時間の規制を緩和できるよう見直す必要があるものと考えられる。

ただし、無制限に営業が可能となるのは、善良の風俗や清浄な風俗環境の保持の観点から問題の残るところであることから、法律又は政令等で、営業の終了時間を定め、かつ、地域や営業の種類についての基準を定めることも考慮する必要があるだろう。

◎地域の実情に即した都道府県による自主規制の促進について

風適法の改正の歴史を見ると、昭和59年以前には、法律においては規制の骨格のみが定められ、具体的な内容はすべて条例に委ねられていた。これが昭和59年の改正により、現行の規定に改められ、一定の事項を除き法律により全国一律の基準が設けられることとなった。

今後、更なる地方分権の時代を迎えるに当たり、地域の実情に即した都道府県による自主規制を促進するためにも、風俗営業等の規制について国と地方とがどのように役割分担していくかについて議論を深める必要がある。

(1)条例による規制の実態と問題点

都道府県の条例をみると、風適法と目的を共通にするが対象とする営業が異なっているもの(青少年保護育成条例、テレクラ条例等)、風適法と目的を異にするが対象とする営業が同じもの(公害防止条例等)等がみられるところである。また、市町村の条例においては、ラブホテル等の建築を規制するもの等があるが、風適法と目的及び規制対象が同一でその適法性に疑問があるとする裁判例もみられるところである。

一方、現行の風適法は、風俗営業及び風俗関連営業等について、営業時間、営業区域等を制限しているが、これらの制限のうち都道府県の実態を反映すべき事項については都道府県の条例で定めることとしている。しかしながら、風適法が規制対象とする風俗営業及び風俗関連営業等以外の営業の条例における取扱いについては何らの規定も設けておらず、条例でこれらの営業を規制した場合の風適法との関係についても規定していない。

そのため、例えば、風俗営業とテレクラ営業を兼業している者が都道府県のテレクラ条例に違反して刑に処せられた場合、当該事実はその者が風俗営業を営むことの不適格性を示し

ていると考えられるが、現行の風適法では、このような場合に、当該営業者に対し何らの措置もとることができないこととなっている。

(2)検討すべき事項

風適法と目的を共通にするが対象とする営業が異なっている条例については、風適法にそのような規制を妨げない旨の特段の規定がなくとも制定することができると考えられる。しかしながら、地域の実情に即した都道府県の自主規制を促進するため、風適法において風適法が対象としていない営業について条例で必要な制限を定めることを妨げるものではない旨を確認的に規定することは、それ自体意味を持つものであると考えられる。

そして、この場合、テレクラ条例等風適法と趣旨・目的が類似の都道府県の条例の規定に違反した場合にも風適法における風俗営業の許可の基準等として評価することができるようになることも検討に値するであろう。ただし、この制度の検討に当たっては、国が都道府県の条例を審査するような仕組みとならないようにするなど、十分な配慮が必要である。

◎その他の風俗行政上の問題について

(1)児童ポルノ問題をめぐる動向について

諸外国においては、「児童ポルノ」について、その害悪の大きさにかんがみて表現の自由やプライバシーの権利の枠外であるとの認識が一般的であり、厳しい規制が課されているところであるが、我が国においては、児童ポルノが刑法の「わいせつ物」に当たるとした場合や、製作の過程で児童福祉法違反等の違法行為がある場合に取締りの対象となるものの、「児童ポルノ」の規制を直接の目的とする法律はない。

このため、「児童ポルノ」に係る映像、写真等の製作や発信に日本人が関与しているケースなどを捉えて、我が国が「児童ポルノ」に「甘い」国であるとの不名誉な指摘もあるところであり、「児童の健全育成」と「児童の権利擁護」を図る観点から、立法による規制が早急に望まれるところである。

この意味において、当研究会としては、現在、与党3党のプロジェクトチームで「児童買春」の規制と併せて検討中である「児童ポルノ」の規制に関する議員立法の動きを全面的に支持し、その早期の実現を期待するものである。

ここで、風適法の目的の一つである「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止」が、「児童ポルノ」の規制目的と重なり合う部分もあることにかんがみれば、風俗関連営業又は無店舗風俗関連営業に關し「児童ポルノ」の規制に関する新規立法に違反する行為が行われた場合に、営業停止等の行政処分を課することができるようにすることや、新規立法に違反して一定の刑に処せられたことを風俗営業の許可に関する人的欠格事由に盛り込むことなど、風適法と「児童ポルノ」の規制に関する新規立法とが相互に補完されることとなるような措置を講じていく必要があるだろう。

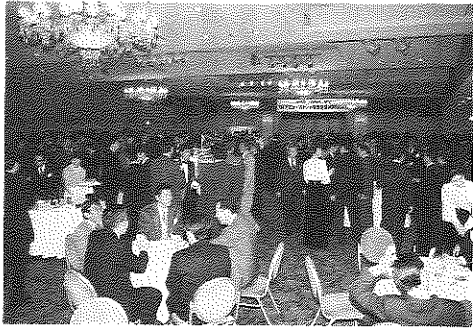
○挨拶

JAPEA
山田三郎会長AOU
入江昭造会長

98アミューズメント産業新春賀詞交歓会(1/9)

1月9日、恒例のJAPEA、JAMMA、AOUの三団体主催による「98アミューズメント産業新春賀詞交歓会」が開催された(東京・赤坂プリンスホテル別館5階ロイヤルホール、正午～午後2時)。

JAPEA・山田三郎会長の挨拶に続き、AOU・入江昭造会長より「昨年は、丑年だったため、一年中暗い年でした。丑の刻というのは夜中



○乾杯

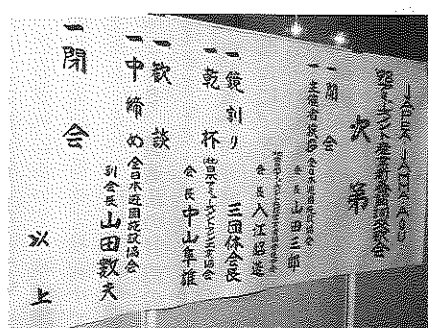
JAMMA
中山隼雄会長

○中締め

JAPEA
山田数夫副会長

の3時のことをいうのですから一年中暗くて当たり前です。しかし今年は寅年です。寅の刻は、明け方の4時から5時頃のことをさしますのです、そろそろ明るい兆しが見えてくるのではないかと思います。」との挨拶があり、引き続き3団体会長による鏡開きが行われ、JAMMA・中山隼雄会長の乾杯の音頭で歓談に移った。

3団体共催ということもあり、当日は288名が出席の盛会。新春ということもあり、終始賑やかな歓談が続き、JAPEA・山田数夫副会長の



中締めで散会となった。

近畿地区協議会(川楠俊太郎会長)は1月6日、恒例行事となっている「新春賀詞交歓会」を開催した(大阪市・東洋ホテル「大淀の間」、午後6時30分～8時30分)。

主催者挨拶
近畿地区協議会会長
川楠俊太郎氏

平成10年度新春賀詞交歓会(1/6)
近畿地区協議会

主賓挨拶
近畿地区協議会会長
川楠俊太郎氏

主賓挨拶
近畿地区協議会会長
川楠俊太郎氏

トラクシオンとしてキングレコード所属の宮園明子さんがステージに登場し、自慢の歌声を披露。また、来賓挨拶として衆議院議員・中山正輝氏、元大阪府議会議長・八木はじめ氏の両氏より挨拶が述べられた。その後は恒例のビンゴ福引が行なわれ、定時の8時30分、AOU名誉顧問・梅原靖三氏の中締めで散会となった。

協会役員が語る

千葉県アミューズメント施設営業者協会

会長 中嶋 豊彦

「ゲームと欲求不満」

東京の隣接県の千葉県においては、大手オペレーターの大型店舗出店ラッシュである。いよいよ大手オペレーターと地元オペレーターとの大競争時代に生き残りをかけ地元オペレーターが共存出来る道を模索しているのが現状ではないでしょうか。

今後の経済状況は明るくなる見通しは少なくバブル後特に資産デフレによる心理的な意識が「お金が使えないぞ」と色濃く社会全体を染め始めている。こんな経済状況の中でアミューズメント業界のみがひとり勝ち出来るのは誰も思わないでしょう。大手の出店がいつまで続くのか解らないなかでいかに生き抜くか、中小オペレーターは気の抜けない年ではないでしょうか。特に大手には出来ないきめ細やかな経営体制を強化していくべきであろう。

今から25年前ボーリングブームが衰退した原因は、ボーリング場の増加によりいつ行ってもプレイが出来る状態になった時点である。インベーターブームも最近のプリンクラブも同様である。つまり、ブームとは数が市場に一定量を越えた時、人々は次の遊びを捜し始めるのであつて、遊びたいという気持ちをいかに持続させるか、いかに人々に欲求不満度を高めるか。

予約をしないとゲームが出来ない。
早く行かないとゲームが出来ない。
つまり「ない」というキーワードをいかに捜してオペレーターにする事ではないでしょうか。景品機一つとて見ても景品の選択や景品の入れ方等に欲求不満をおこさせるようにオペレーションする事によつても売上増になるのではないのでしょうか。店舗数が増程市場に多くのゲーム機があふれボーリング場と同じ道を歩むとすればいかに欲求不満度を上げる機械とオペレーション方法を工夫し、市場との知恵比べであろう。

平成9年度「ゲームの日」アンケート賞品当選者が決定

さる12月19日、「ゲームの日」実行委員会が開催され、その席上で全国の店舗で行われた来場者アンケートの賞品抽選会が行われた。

公正な第三者立会いで抽選した結果、317名の当選者が次のとおり決定した。なお、賞品は12月末に各当選者に発送された。

1等 JTB旅行券(20万円)

稲井佐希子 23歳女 宮城県
石川弘也 17歳男 沖縄県

2等 全国百貨店共通商品券(5万円)

渡辺美由紀 28歳女 長野県
宮尾健一 22歳男 東京都
山口ハツ 60歳女 愛知県
難波慎治 20歳男 鹿児島県
福留さゆり 5歳女 鹿児島県

3等 スポーツ用品購入券(3万円)

宮崎由美子 20歳女 山梨県
吉田彩乃 8歳女 兵庫県
飯島健次 23歳男 岡山県
加藤久美子 22歳女 広島県
小田和良 31歳男 山口県
山崎亜紀子 21歳女 山口県
澤井美和 福岡県
石澤彰悟 14歳男 鹿児島県
池田幸子 30歳女 鹿児島県
大城舞子 15歳女 沖縄県

4等 図書券(2千円)

300名様(賞品の発送をもって発表にかえさせていたたきます)

告知

○北海道地区店舗管理者研修及び管理者の為の青少年指導員養成講座の開催

・日時/平成10年2月24日(火) 13時(12時20分より受付開始)

2月26日(木) 12時迄(2泊3日)

・場所/真駒内ハイツ・北海道青少年会館

札幌市南区真駒内柏丘7-8-1

TEL 011-581-1141

・会費/15,000円

(二人当たり・宿泊食付)

・申込み締切/平成10年2月5日(木)

・申込先/店舗管理者研修・青少年指導員養成講座

実行委員長 株式会社ナムコ

TEL 011-822-1733

FAX 011-812-9504



○第30回AOU理事会

・日時/平成10年3月26日(木) 14時~17時

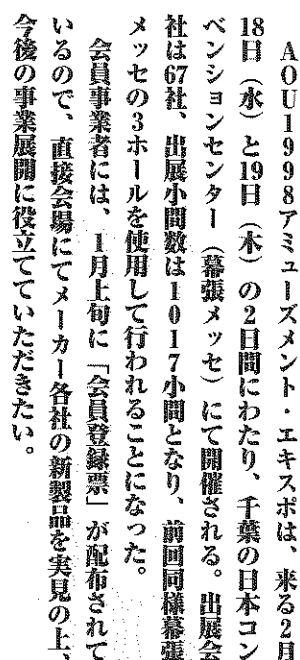
・場所/スクワール麹町(JR四谷駅前)

・議題/10期事業計画(予算、9期決算見込み等

○第9期AOU通常総会

・日時/平成10年5月28日(木) 14時~17時

・場所/赤坂プリンスホテル(予定)



AOU1998アミューズメント・エキスポ
2月18日・19日に開催

AOU1998アミューズメント・エキスポは、来る2月18日（水）と19日（木）の2日間にわたり、千葉の日本コンベンションセンター（幕張メッセ）にて開催される。出展会社は67社、出展小間数は1017小間となり、前回同様幕張メッセの3ホールを使用して行われることになった。

会員事業者には、1月上旬に「会員登録票」が配布されているので、直接会場にてメーカー各社の新製品を実見の上、今後の事業展開に役立てていただきたい。

「一般ゾーン」

(株)ナムコ	85小間	パワーリンク(株)	15小間
(株)エス・エス・ケイ	80小間	(株)リバーサービス	12小間
コナミ(株)	80小間	(株)カネコ	12小間
(株)セガ・エンタープライゼス	80小間	(株)こまや	10小間
(株)タイトー	80小間	(株)エヌエムケイ	10小間
(株)シグマ	65小間	メディアア商事(株)	10小間
(株)カプコン	40小間	(株)サン・ミュージ	9小間
(株)バンプレスト	40小間	(株)ビスコ	8小間
(株)アトラス	30小間	ヒューマン(株)	6小間
サミー(株)	25小間	ビデオシステム(株)	6小間
(株)トーワジャパン	24小間	(株)ウェブシステム	6小間
(株)エイブルコーポレーション	22小間	タスコ(株)	6小間
(株)ユウビス	20小間	(株)日本システム	6小間
大平技研工業(株)	20小間	アタリゲームズコーポレーション	6小間
(株)ジャレコ	20小間	(株)垂土電子工業	6小間
テクモ(株)	20小間	(株)ママトップ	4小間
(株)サンワイズ	18小間	(株)カトウ製作所	4小間

富士電子工業(株)	3小間
(株)ケイアンドユウ	2小間
コスモテック(株)	2小間
【ファミリーゾーン】	
(株)トーゴ	24小間
(株)ホープ	15小間
日邦産業(株)	6小間
株友 栄	5小間
【景品ゾーン】	
(株)スクラッチ	20小間
システムサービス(株)	9小間
(株)エイコー	8小間
(株)アミューズ	6小間
(株)エスケイジヤパン	4小間
中部商事(株)	3小間
(株)トップ産業	3小間
(株)セントラル	2小間
(有)東上物産	2小間
(株)トムトム	2小間
(株)トーション産業	2小間
【部品ゾーン】	
三和電子(株)	8小間
旭精工(株)	8小間
セイミツ工業(株)	4小間
(株)光新星	4小間
ツカサ電工(株)	2小間
(株)マリンゲーム	2小間
(株)トローケン	2小間
【出版ゾーン】	
(株)新声社	2小間
(株)エイ・クリエイティブ	2小間
(株)アミューズメント産業出版	1小間
(株)アミューズメント通信社	1小間
インターゲームリミテッド	1小間
総合ユニコム(株)	1小間
ワールドフェアリーリミテッド	1小間

各地協会



県 年末懇親会を開催 栃木県アミューズメント施設 商品説明会等も行なう

平成9年12月9日

設営業者協会（入江昭造会長）では12月9日、年末懇親会を開催した（宇都宮市「ニューイタヤホテル」、午後3時、出席50名）。

商品説明会

会員メーカー20社が行なった。

経済講演会

（株）東京リサーチ宇都宮支社長川上氏を招き、講義が行なわれた。

都 活性化委員会など審議

東京都アミューズメント施設設営業者協会（真鍋勝紀会長）では12月11日、理事会を開催した（浅草「濱清本店」、午後5時、出席12名・委任状2名）。

東京都アミューズメント施設設営業者協会（真鍋勝紀会長）では12月11日、理事会を開催した（浅草「濱清本店」、午後5時、出席12名・委任状2名）。

活性化委員会について

第9期通常総会で付帯決議された活性化委員会について、次の要領で発足することを決めた。

①委員 中村氏（ビープル）、田口氏（アイモ）を中心に構成する。

②委員数 7名前後（事務局を含む）とする。

③委員長 委員の互選による。

④開催方法 委員会に一任する。

⑤討議結果 理事会に諮る。

⑩周年記念行事について

次の要領で開催、次回理事会（3月4日開催）にてはかることにした。

①洋上記念式典（東京湾クルーザー）を開催する。

②開催日時 平成10年5月12日、午後6時30分より

③招待者 中西昭雄元会長、駒井徳造前会長等

④余興 ビンゴ大会

⑤記念品 全会員に贈呈する

⑥出席者 100名を予定

⑦その他報告事項

⑧「障害者ふれあいアミューズメント・フェスティバル」

結果報告

事務局より18作業所から303名が来場し、盛況のうちに無事終了したことが報告された。

「フリント倶楽部」の耐用年数について

②営業時間の延長について

真鍋会長が警視庁保安課長訪問の際に、業界不振の解決策として営業時間の延長を打診したところ、担当官からは、現在、警察庁で風営法改正の検討を行なっており、業界からも営業時間延長の要望書が出ている。その検討の進展に合わせてながら警視庁も対応することになるとの話があった。

神奈川県 12月例会を開催

協会設立の件など審議

平成9年12月14、15日

12月例会

神奈川県アミューズメント施設設営業者協同組合（村山嘉男理事長）では12月14、15日、12月例会を開催した（熱海市「ホテル水葉亭」、午後2時、午後8時30分、出席・8社8名）。

①組合員の現状報告

②AOUの近況報告

③各社の近況報告ならびにメーカー商品報告

④協会設立の件

なお、平成10年1月21日、川崎市国際交流センター第4会議室にて、協会設立総会を開催した。

青少年の健全育成などの地域活動に積極的に参加

神奈川県アミューズメント施設設営業者協同組合（村山嘉男理事長）では、住民、職域、行政等の諸団体で構成する各種の協議会に参加して、少年の健全育成策、暴力追放等の諸活動に積極的に取り組んでいる。

青少年の環境に関する薬物乱用、テレクラ、カラオケ、有害ビデオ・出版物、少年非行、少女売春、暴力追放問題では、暴力団排除、暴力事案・企業暴力等について、それぞれの実情と地域ぐるみの対応策を協議し、各団体が緊密に連携して広報啓発、懇談会、実態調査の活動を進めている。

各種の協議会には、村山理事長が委員として出席しているが、最近の協議会は次の通り。

1. 平成9年9月21日 川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会（青少年育成、町内会連合会、学校、報道、関係業界、企業、行政等の54団体機関で構成）

2. 11月14日 県暴力追放センター 環境衛生分科会（環境衛生業界関係組合、特定職域団体等26団体）

3. 11月27日 青少年に関する業界と青少年関係団体との協議会（書店業、環境衛生同業組合、ビデオ・カラオケ、酒類・タバコ販売、青少年健全育成関係団体、学校・警察連絡協、学校・PTA関係、コンビニ・薬局関係、地区住民団体、行政機関等42団体機関）

野 役員改選など行なう

平成9年12月2日

長野県アミューズメント施設設営業者協会（井出邦明会長）では12月2日、通常総会を開催した（上山田町温泉「上山田ホテル」、午後3時）。

①決算報告および事業報告

②収支予算案承認

③講演

④長野県警・小林課長補佐による「青少年を取り巻く環境」についての講義。

⑤長野県社会部青少年課小林主事による「青少年への指導」についての講義。

⑥AOU研修委員長、畑氏によるAOU活動状況報告

⑦役員改選

愛知県 優秀機械選定など行なう

平成9年12月12日

愛知県アミューズメント施設設営業者協会（位田宗一会長）では12月12日、理事会を開催した（ルブラ王山「末広の間」、午後3時、午後5時）。

審議された議題は次の通り。

①新年会について

②97AOU優秀機械選定

③AOU組織再編について

④全国大会補助について

⑤正会員、賛助会員の区別について

滋賀県 第5回理事会を開催

優良店舗表彰など行なう

平成9年12月11日

滋賀県アミューズメント施設設営業者協会（朝日正博会長）では12月11日、第5回理事会を開催した（大津市「國華荘」、午後5時、午後9時）。

①AOU優良店舗表彰

②ゲームの日についての報告

③AOU優秀機械表彰について

④次回理事会の打合せ

⑤以上で全ての審議を終了した。

兵庫県 第1回理事会を開催

全国大会報告など行なう

平成9年12月3日

兵庫県アミューズメント施設設営業者協会（内田徹雄会長）では12月3日、第1回理事会を開催した（センタープラザ

西館6階12号会議室、午後3時〜午後5時。

◎AOU近畿地区協議会の報告

◎AOU全国大会の報告

◎管理者講習会の報告

◎平成9年度第13期収支会計報告

◎平成9年度第13期定時総会について

平成10年2月に開催予定。

また同協会では、第7回目を迎える福祉・養護施設への「クリスマス サンタ・プレゼント」を行った。

今回は母子寮7施設、養護施設13施設、養護学校1校、その他4校の計25施設(校)に対して、会員各社や協賛メーカーから提供されたぬいぐるみなどを配付し、子供たちから多くの感謝の言葉が寄せられた。

県 第16回理事会を開催

良 優良店舗表彰など行な
奈 う 平成9年12月18日

奈良県アミューズメント施設営業者協会(松村克彦会長)では12月18日、第16回理事会を開催した(奈良市「春日ホテル」、午後4時〜午後7時30分、出席・17名)。

◎AOU優良店舗表彰

◎ゲームの日についての報告

◎AOU優秀機械選定承認

以上で全ての審議を終了した。

県 理事会を開催

根 全国大会報告など行な
島 う 平成9年11月18日

島根県アミューズメント施設営業者協会(福田照三会長)では11月18日、松江「ニューアーバンホテル別館」にて理事会を開催した。

来賓として島根県警・生活安全部参事官・西村征治氏、生活安全企画課課長補佐・村上誠氏、島根県防犯連合会専務理事・津田博氏の3氏を迎えた。

◎全国大会の概況報告

◎景品上限価格の改定

その後、来賓による業界・協会・8号営業について講義が行なわれた。

県 第13期定例総会を開催

岡 山 決算報告など行なう
平 平成9年11月28日

岡山県アミューズメント施設営業者協会(松田次雄会長)では11月28日、ホテルサントリー岡山にて第13期定例総会が開催された。

◎第13期事業報告

◎第13期役員改選の件

◎第13期決算報告、監査承認

◎第14期事業活動計画案

◎入退会の報告

「新会員」

(株)ゼムス、(有)山本企画

「退会」

アミューズメントマリオ、

ブレイランドテアトル

◎その他報告事項及び協議、質疑

長崎県

事務局変更のお知らせ

平成10年1月22日付にて、事務局が左記の所になりました。

〒857-0058

佐世保市上町1-6

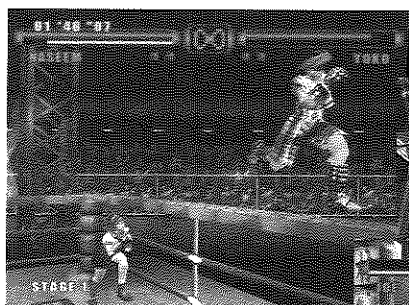
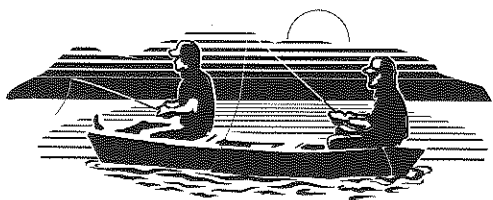
(有)佐世保娯楽特機内

TEL..

0956(24) 3171

FAX..

0956(24) 3335



namco®

近日登場

namco®・SQUARE (ロゴ)

アーケードプロジェクト第一弾

SISTEM12 3D Fighting Action Game



TM

打つ、極める、投げる、射つ、避ける、跳ぶ、走る。
何者にも制限されないゲームシステムが想像を超える戦いを生む。

過去の常識は崩壊し、新たな常識が生まれる——。

© スクウェア/ドリームファクトリー

「遊び」をフリエイトする——
株式会社ナムコ

本社 〒146 東京都大田区矢口 2-1-21
販売一部 (東 京) 〒146 東京都大田区多摩川 2-8-5
(札 幌) 〒003 北海道札幌市白石区南水 3条1-8-2
(名古屋) 〒461 愛知県名古屋市中区東 2-24-27
販売二部 (大 阪) 〒564 大阪府吹田市江の木町 20-10
(福 岡) 〒812 福岡県福岡市博多区上牟田 2-12-24

TEL. 03 (3756) 2311 (大代)
TEL. 03 (3756) 2311 (大代)
TEL. 011 (822) 5002 (代)
TEL. 052 (933) 6305 (代)
TEL. 06 (338) 3511 (代)
TEL. 092 (474) 5605 (代)

©1997 NAMCO LTD., ALL RIGHTS RESERVED